

5 福森発第 69 号
令和 5 年 6 月 21 日

各 事 業 主 様

福島県森林組合連合会
(公 印 省 略)

令和 5 年度林業就労環境整備支援事業について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

福島県では森林の整備を担うべき人材の確保を図るため、就労環境の改善とデジタル技術の導入を実施する林業事業体への支援を実施しており、当会では当該支援事業の事務を受託しています。

つきましては、別表事業内容をご確認の上、該当事業がございましたら、期限までに必要書類をご提出下さい。

なお、申請書の様式につきましては、当会ホームページにも掲載しておりますので、ご活用下さい。

また、事業の詳細についての説明や申請書の作成支援等が必要な場合はお問い合わせをお願いします。

記

○提出書類

- (1) 補助金交付申請書 (第 1 号様式)
- (2) 事業計画書 (第 2 号様式)
- (3) 収支予算書 (第 2-2 号様式)
- (4) 積算基礎の根拠となる資料 (見積書)

○提出方法

- ・郵送の場合

〒960-8043

福島県福島市中町 5 番 18 号 福島県森林組合連合会 指導課 宛

- ・メールの場合

k-suzuki@fukumoriren.org 担当鈴木 宛

○提出期限

令和5年9月29日（金）まで

○留意事項

(1) 補助対象経費について

- ・補助金交付申請後に福島県より通知される補助金の交付決定通知日以降に発注かつ購入に要した経費を補助対象とする。
- ・他の補助事業との併用を禁止する。

(2) 購入物品の管理及び事務処理について

- ・補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過しない場合には、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供することはできない。
- ・補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(3) 申請書の作成について

- ・第1号様式の各項目の記載は以下の通りとする。

1 事業の目的

「就労環境の改善及びデジタル技術の導入を実施し、業務の快適化や効率化、安全性の向上に取り組むことで森林の整備を担うべき人材の確保を図り、もって森林整備の推進に資する。」とする。

5 の事業の着手及び完了予定年月日

- (1) 事業着手（予定）は「交付指令日」とする。
- (2) 事業完了予定は「令和6年3月1日」とする。

- ・第2号様式の記載について

製品番号等の物品名のみでは就労環境の改善が不明瞭であるものや、タブレット端末等の汎用性の高い物品は欄外に就労環境の改善点や、用途を明記下さい。

- ・積算基礎の根拠となる資料としての見積書については、申請日現在有効期限内のものとする。但し、期限内または期限の無いものであっても過年度発行等の著しく古いものは対象としない。
- ・補助対象単価は税抜きとし、デジタル技術導入支援事業に関しては、機器設定費用等の導入経費も補助対象経費とする。

（事務担当 指導課 鈴木 tel:024-523-0255 e-mail:k-suzuki@fukumoriren.org）

参考 補助対象物品一覧

(1) 林業就労環境整備支援事業

- ・空調服
- ・無線機（ジオチャット等の山間部用特殊無線機）
- ・ヒーティングハンドル仕様センサー
- ・電動センサー・刈払機
- ・電動目立機
- ・合羽、防寒着等（ゴアテックス製等の高機能素材使用）
- ・自走式刈払機
- ・ヘルメット用インカム
- ・熊スプレー
- ・熱中症対策品（経口補水液、塩飴等）
- ・防虫スプレー（ヤブ蚊、アブ、ブヨ等不快害虫対策）
- ・森林香
- ・熊鈴、爆竹
- ・コンテナ苗植栽用のオーガードリル
- ・簡易テント、ブルーシート（林内休憩時用）
- ・その他導入により、林業就労環境の改善に資するもの

(2) 林業デジタル技術導入支援事業

- ・パソコン（GIS用パソコン等のように具体的に用途を明記）
- ・レーザーコンパス及び予備電池（専用電池）
- ・ハンディ GPS
- ・各種ソフト（測量・GIS等）
- ・ドローン

(3) その他

記載以外に購入を検討している物品がございましたら、お問い合わせ下さい。